

# 運 営 規 程

社会福祉法人 神戸日の出会

特別養護老人ホーム

サンホーム神戸西

(介護予防) 短期入所生活介護

サンホーム神戸西



# 指定介護老人福祉施設運営規程

特別養護老人ホーム サンホーム神戸西  
(介護予防) 短期入所生活介護 サンホーム神戸西

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神戸日の出が設置経営する指定老人介護福祉施設特別養護老人ホーム サンホーム神戸西ならびに（介護予防）短期入所生活介護 サンホーム神戸西（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

- 第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者その者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスならびに（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下、指定介護老人福祉サービス等）の提供に努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (入所定員)

第 3 条 各施設の入所定員は以下のとおりである。

特別養護老人ホーム サンホーム神戸西 100名

(介護予防) 短期入所生活介護 サンホーム神戸西 10名

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 施設長     | 1名     |
| (2) 事務員     | 1名     |
| (3) 生活相談員   | 2名     |
| (4) 介護員     | 31名    |
| (5) 看護師     | 3名     |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名(兼務) |
| (7) 介護支援専門員 | 1名(兼務) |
| (8) 医師      | 1名     |
| (9) 管理栄養士   | 1名     |
| (10) 調理員    | 外注     |

※ 上記の人数は常勤換算による最低人数とする。

- 職員数は併設型(介護予防)短期入所生活介護を一体的に管理する。
- 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。
- 職員数は空床型ショートステイの配意職員数と兼ねるものとする。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ定めた職員が職務を代行する。

二 事務員

人事、経理、庶務等の事務及び窓口業務に従事する。

三 生活相談員

入居者の入退所、生活相談及び処遇の立案に従事する。

四 介護員

入居者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

五 看護師

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 介護支援専門員

入居者のケアプランの作成、実行、改善の統括に従事する。

七 医師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 栄養士

栄養管理、入居者の栄養指導に従事する。

九 機能訓練指導員

入居者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

(職務権限及び業務分掌)

第 6 条 職種毎の職務権限は別紙 1 にて定めるものとし、業務分掌については別紙 2 のとおり定める。

(組織図)

第 7 条 施設の組織図を別紙 3 のとおり定める。

### 第3章 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービス等の内容及び利用料

#### (利用料等の受領)

- 第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービス等を提供した際には、入居者から利用料の一部として当該指定介護老人福祉施設サービス等について厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービス等を提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。
- 一 食事に係る費用。
  - 二 理美容代
  - 三 その他、指定介護老人福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

#### (施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

- 第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。(詳細は別紙4のとおり)
- 二 法定代理受領サービスでない指定介護老人福祉施設の利用料  
前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービスは全額自己負担とする。

#### 第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第10条 施設は、指定介護老人福祉施設サービス等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービス等の提供に努める。

(入退所)

- 第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービス等を提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービス等の提供を拒んではない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入居申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第12条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービス等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービス等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護老人福祉施設サービス等の目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービス等の内容、指定介護老人福祉施設サービス等を提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して、説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定介護老人福祉施設サービス等の提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 3 施設職員は、指定介護老人福祉施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定介護老人福祉施設サービス等の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (介 護)

- 第17条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
  - 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつは適切に随時取り替えるものとする。
  - 5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
  - 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を従事させるものとする。
  - 7 施設は、入居者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

#### (食事の提供)

- 第18条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供する。
- 2 食事の提供は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

#### (相談・援助)

- 第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (社会生活上の便宜の提供)

- 第20条 施設は、養護娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション

行事を行う。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第21条 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第23条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所することができるものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第24条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービス等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第25条 施設は、入居者に適切な指定介護老人福祉施設サービス等を提供できるよう、職員の勤務の体制を整える。

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービス等を提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務について

は、この限りではない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対応方法

### (緊急時の対応)

第26条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービス等の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

### (事故発生時の対応)

第27条 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害に備えて、避難、救出その他必要な訓練を実施する。なお、訓練の実施回数、方法、その他については、別途年間の防災計画を作成するものとする。

## 第7章 その他の運営に関する事項

### (定員の遵守)

第29条 施設は、入居者定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

### (衛生管理等)

第30条 職員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適切に行います。

2 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対し研修を行います。

3 職員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

4 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会を定期的(おおむね3ヶ月に1回以上)に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い職員に周知徹底を図ることとします。

5 施設において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のため訓練を定期的実施します。

6 前5号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

### (協力病院等)

第31条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力病院を定める。

### (掲 示)

第32条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

### (秘密保持)

第33条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

4 個人に関する情報については、別途定める「個人情報保護規程」に基づき管理

する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第35条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第36条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

第37条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(虐待防止に関する事項)

第38条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的(おおむね3ヶ月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(身体拘束)

第39条 施設は、入所者の人権の擁護、身体拘束の適正化、又はその身体拘束を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束適正化(防止)のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的(おおむね3ヶ月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束適正化(防止)のための指針の整備
- (3) 身体拘束適正化(防止)をするための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）に身体拘束が必要と思われる入所者がいる場合は、速やかに、これを関係者によるカンファレンスを行い、家族説明等を行い、実施するものとする

## 第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第37条 施設は、指定介護老人福祉施設サービス等の事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第38条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護老人福祉施設サービス等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

### 附 則

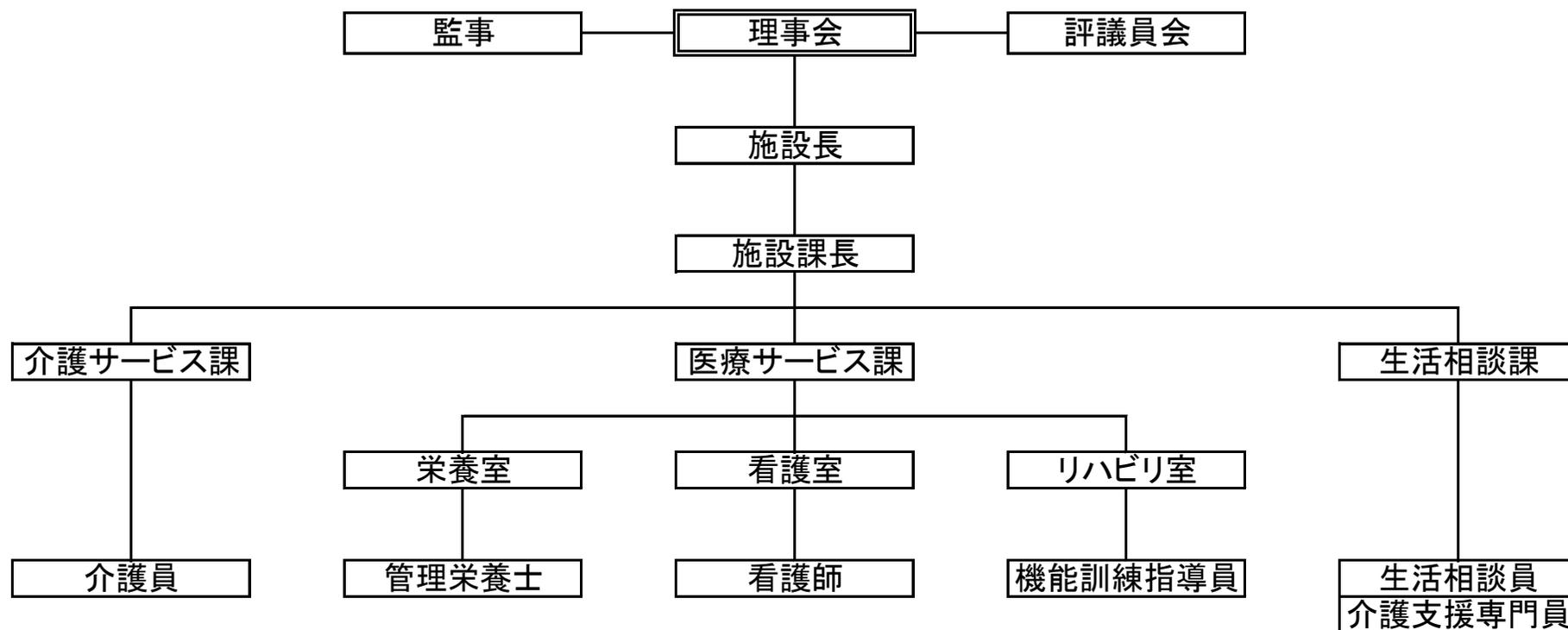
この規定は、平成12年 4月1日から施行する。  
一部改正し、平成16年 9月2日から施行する。  
一部改正し、平成17年10月1日から施行する。  
一部改正し、平成29年 1月1日から施行する。  
一部改正し、令和 元年 2月4日から施行する。  
一部改正し、令和 2年 4月1日から施行する。  
一部改正し、令和 6年 4月1日から施行する。



## 業 務 分 掌

課 職	分 掌 事 項	分 掌 事 項 詳 細	課 職	分 掌 事 項	分 掌 事 項 詳 細		
生活相談課	生活相談	1. 施設内通知連絡	本部	用度	1. 事務用品及び什器備品の購入手配及び管理		
		2. 受付案内(窓口業務)			2. 会議室、応接室、研修室の運用管理		
		3. 郵便の受付発送			3. その他、用度に関する事項		
		4. 新聞、雑誌及び図書の購入並びに保管		施設管理	1. 固定資産の管理		
		1. 入居者の生活相談			2. 設備の修理保全に関する業務		
		2. 入居者の財産管理			3. 玄関、ロビー周りの環境整備		
3. 入居者の台帳及び名簿の作成及び保管	渉外	4. その他、施設管理に関する事項					
4. 入居者家族との連絡調整		1. 外部の慶弔、見舞					
5. 関係機関との連絡調整		2. 広告(職員募集等)					
6. その他、生活相談に関する事項	介護サービス課	介護	1. 入居者に対する介護業務全般	3. 職員の勤怠の管理	人事	1. 職員の配属、異動、退職、昇格、昇給の辞令発行	
2. クラブ活動の企画並びに実施						2. 職員台帳の作成、保管	
3. 行事、レクリエーションの企画並びに実施						3. 職員の勤怠の管理	
4. 介護の記録及び保管						4. 給与、諸手当、賞与の算定及び管理	
5. 入居者の買い物に関する事項						5. 退職金共済に関する業務	
6. その他、入居者の介護に関する事項						6. 職員の慶弔、見舞	
ケアプラン	ケアプラン	1. ケアカンファレンスへの参加、提案、報告	7. 制服及びロッカーの管理	8. 職員の研修に関する業務(申込、手配等)	9. その他、人事に関する事項		
		2. ケアプランの実行に関する事項					
医療サービス課	健康管理	1. 入居者の健康管理及び指導	5. その他、入居者の健康管理に関する事項	5. その他、福利厚生に関する事項	福利厚生	1. 法定社会保険及び労災保険に関する業務	
		2. 入居者の健康診断の実施及び記録				2. 労働条件に関する事項	
		3. 職員の健康管理及び指導				3. 親睦会に関する事項	
		4. 職員の健康診断の実施及び記録				4. ハッピーパックに関する事項	
		5. その他、入居者の健康管理に関する事項				5. その他、福利厚生に関する事項	
	衛生管理	衛生管理	1. 施設内衛生管理の徹底	3. その他、衛生管理に関する事項	1. 金銭の出納及び保管	経理	2. 支払請求書の審査及び支払
			2. 感染症への対策の計画並びに実行				3. 会計諸帳簿の作成、整理及び保管
			3. その他、衛生管理に関する事項				4. 予算資料の提出
	看護	看護	1. 医薬品の管理	10. その他、看護、医務に関する事項	5. 保険給付、措置費、補助金等の請求		6. 月次報告書の作成、報告
			2. 入居者の看護に関すること全般				7. 期末決算及び決算報告書の作成
			3. 病院等への受診手配及び付き添い				8. 税務提出書類の作成
			4. 終末期における看護				9. 関係取引先に対する提出書類一切
5. 他職種への医療面における指導			10. その他、経理に関する事項				
6. 緊急時における対応							
7. 医師回診時の補佐							
8. 入退院時における病院等との調整							
9. 入居者記録の整備及び保管							
食事関係(栄養士)	食事関係(栄養士)	1. 食事に関する嗜好調査の実施及び記録の保管	6. その他、食事に関する事項				
		2. 食事献立の保管					
		3. 食事環境の整備					
		4. 入居者への栄養指導					
		5. 食事に関する帳簿、記録の作成及び保管					
		6. その他、食事に関する事項					

# 組 織 図



別紙4

サンホーム神戸西 施設利用料金表【個室】

1093

従来型個室<<第4段階>>

市民税課税世帯

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員如過 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額 1割、(2割)、【3割】	食事代	居住費	合計 1割、(2割)、【3割】
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799、(1,598)、【2,397】	1,750	1,250	3,799、(4,598)、【5,397】
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883、(1,765)、【2,647】	1,750	1,250	3,883、(4,765)、【5,647】
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972、(1,943)、【2,913】	1,750	1,250	3,972、(4,943)、【5,913】
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055、(2,108)、【3,163】	1,750	1,250	4,055、(5,108)、【6,163】
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139、(2,276)、【3,413】	1,750	1,250	4,139、(5,276)、【6,413】

1ヶ月の目安(30日) 1割、(2割)、【3割】
115,093、(140,185)、【165,278】
117,613、(145,195)、【172,778】
120,283、(150,535)、【180,758】
122,773、(155,485)、【188,258】
125,293、(160,525)、【195,758】

従来型個室<<第3-2段階>>

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、120万円超～266万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員如過 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	1,360	880	3,039
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	1,360	880	3,123
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	1,360	880	3,212
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	1,360	880	3,295
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	1,360	880	3,379

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
92,293
94,813 (3,013)
97,483 (5,683)
99,973 (8,173)
102,493 (10,693)

従来型個室<<第3-1段階>>

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円超～120万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員如過 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	650	880	2,329
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	650	880	2,413
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	650	880	2,502
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	650	880	2,585
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	650	880	2,669

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
70,993
73,513 (3,013)
76,183 (5,683)
78,673 (8,173)
81,193 (10,693)

従来型個室<<第2段階>>

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員如過 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	390	420	1,609
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	390	420	1,693
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	390	420	1,782
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	390	420	1,865
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	390	420	1,949

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
49,393 (10,093)
51,913 (12,613)
54,583 (15,283)
57,073 (17,773)
59,593 (20,293)

従来型個室<<第1段階>>

市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員如過 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	300	320	1,419
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	300	320	1,503
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	300	320	1,592
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	300	320	1,675
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	300	320	1,759

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
43,693 (10,093)
46,213 (12,613)
48,883 (15,283)
51,373 (17,773)
53,893 (20,293)

☆上記以外には状態によって加算される単位数があります。

☆上記の価格は収入段階の標準的な価格で計算しております。

社会福祉法人減免などの対象者については居住費や食費の減免については記載していません

☆上記料金についてはあくまでも目安の値です。基本的には実績に基づき計算いたしますので誤差は発生することをご理解ください。

令和6年11月 料金改定

# サンホーム神戸西 施設利用料金表【多床室】

多床室<<第4段階>>

市民税課税世帯

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員処遇 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額 1割、(2割)、【3割】	食事代	居住費	合計 1割、(2割)、【3割】
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799、(1,598)、【2,397】	1,750	950	3,499、(4,298)、【5,097】
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883、(1,765)、【2,647】	1,750	950	3,583、(4,465)、【5,347】
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972、(1,943)、【2,913】	1,750	950	3,672、(4,643)、【5,613】
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055、(2,108)、【3,163】	1,750	950	3,755、(4,808)、【5,863】
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139、(2,276)、【3,413】	1,750	950	3,839、(4,976)、【6,113】

1ヶ月の目安(30日) 1割、(2割)、【3割】
106,093、(131,185)、【156,278】
108,613、(136,195)、【163,778】
111,283、(141,535)、【171,758】
113,773、(146,485)、【179,258】
116,293、(151,525)、【186,758】

多床室<<第3-2段階>>

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、120万円超～266万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員処遇 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	1,360	430	2,589
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	1,360	430	2,673
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	1,360	430	2,762
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	1,360	430	2,845
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	1,360	430	2,929

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
78,793
81,313 (3,013)
83,953 (5,683)
86,473 (8,173)
88,993 (10,693)

多床室<<第3-1段階>>

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円超～120万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員処遇 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	650	430	1,879
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	650	430	1,963
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	650	430	2,052
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	650	430	2,135
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	650	430	2,219

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
57,493
60,013 (3,013)
62,683 (5,683)
65,173 (8,173)
67,693 (10,693)

多床室<<第2段階>>

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員処遇 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	390	370	1,559
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	390	370	1,643
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	390	370	1,732
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	390	370	1,815
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	390	370	1,899

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
47,893 (10,093)
50,413 (12,613)
53,083 (15,283)
55,573 (17,773)
58,093 (20,293)

多床室<<第1段階>>

市町村民税世帯非課税かつ高齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者、金融資産等が基準未満

	単位数/日	日常生活 継続支援 加算	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練Ⅰ	介護職員処遇 改善加算を乗 じた単位数合 計	サービス費自己負担金額	食事代	居住費	合計
要介護度1	589	36	4	8	16	12	93	799	300	0	1,099
要介護度2	659	36	4	8	16	12	102	883	300	0	1,183
要介護度3	732	36	4	8	16	12	113	972	300	0	1,272
要介護度4	802	36	4	8	16	12	122	1,055	300	0	1,355
要介護度5	871	36	4	8	16	12	132	1,139	300	0	1,439

1ヶ月の目安(30日) (単身:高額介護費 償還金額)
34,093 (10,093)
36,613 (12,613)
39,283 (15,283)
41,773 (17,773)
44,293 (20,293)

☆上記以外には状態によって加算される単位数があります。

☆上記の価格は収入段階の標準的な価格で計算しております。

社会福祉法人減免などの対象者については居住費や食費の減免については記載しておりません

☆上記料金についてはあくまでも目安の値です。基本的には実績に基づき計算いたしますので誤差は発生することをご理解ください。

令和6年11月 料金改定

短期入所者生活介護利用料金表（個室）

（令和6年11月料金改正）

国家公務員地域加算に準じ1単位は、

10.66 円 で計算します。

従来型個室(第4段階)

市民税課税世帯

(1日分)

	単位数/日	看護体制加算 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金1割、(2割)、【3割】	食事代	居住費	利用者負担金1割、(2割)、【3割】
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871、(1741)、【2610】	1,750	1,250	3871、(4741)、【5610】
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954、(1907)、【2860】	1,750	1,250	3954、(4907)、【5860】
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1043、(2086)、【3128】	1,750	1,250	4043、(5086)、【6128】
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1128、(2254)、【3381】	1,750	1,250	4128、(5254)、【6381】
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1212、(2423)、【3634】	1,750	1,250	4212、(5423)、【6634】

従来型個室(第3-2段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、120万円超～266万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	1,300	880	3,051
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	1,300	880	3,134
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	1,300	880	3,223
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	1,300	880	3,308
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	1,300	880	3,392

従来型個室(第3-1段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円超～120万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	1,000	880	2,751
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	1,000	880	2,834
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	1,000	880	2,923
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	1,000	880	3,008
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	1,000	880	3,092

従来型個室(第2段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	600	480	1,951
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	600	480	2,034
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	600	480	2,123
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	600	480	2,208
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	600	480	2,292

従来型個室(第1段階)

市町村民税世帯非課税かつ高齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	300	380	1,551
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	300	380	1,634
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	300	380	1,723
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	300	380	1,808
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	300	380	1,892

介護職員処遇改善加算は『左記合計』の8.3%上乗せした金額です。

介護職員等特定処遇改善加算は『左記合計』の2.7%上乗せした金額です。

※負担減額は神戸市介護保険負担限度額認定を受けられた方のみです。  
また、社会福祉法人減免、経過措置による居住費(従来型個室)の減免  
は含んでおりません。

◇認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(244円、487円、730円)

◇若年性認知症利用者受入加算 120単位/日(145円、290円、435円)

◇送迎加算加算 184単位/片道(224円、447円、669円)

状況によって◇の加算がかかる場合があります。

# 介護予防短期入所者生活介護利用料金表(個室)

国家公務員地域加算に準じ1単位は、

10.66 円 で計算します。

## 従来型個室(第4段階) 市民税課税世帯

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配置 加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	利用者負担金1割、(2割)、【3割】	食事代	居住費	利用者負担金1割、(2割)、【3割】
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	653、(1305)、【1958】	1,750	1,250	3653、(4305)、【4958】
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	786、(1572)、【2358】	1,750	1,250	3786、(4572)、【5358】

## 従来型個室(第3-2段階) 市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、120万円超～266万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配置 加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	1,300	880	2,833
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	1,300	880	2,966

## 従来型個室(第3-1段階) 市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円超～120万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配置 加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	1,000	880	2,533
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	1,000	880	2,666

## 従来型個室(第2段階) 市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配置 加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	600	480	1,733
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	600	480	1,866

## 従来型個室(第1段階) 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配置 加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	300	380	1,333
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	300	380	1,466

介護職員処遇改善加算は『左記合計』の8.3%上乗せした金額です。

介護職員等特定処遇改善加算は『左記合計』の2.7%上乗せした金額です。

※負担減額は神戸市介護保険負担限度額認定を受けられた方のみです。  
また、社会福祉法人減免、経過措置による居住費(従来型個室)の減免  
は含んでおりません。

◇認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(244円、487円、730円)

◇若年性認知症利用者受入加算 120単位/日(145円、290円、435円)

◇送迎加算加算 184単位/片道(224円、447円、669円)

状況によって◇の加算がかかる場合があります。

短期入所者生活介護利用料金表（多床室）

（令和 6年 11月料金改正）

国家公務員地域加算に準じ1単位は、

10.66 円 で計算します。

多床室(第4段階)

市民税課税世帯

(1日分)

	単位数/日	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金1割、(2割)、【3割】	食事代	居住費	利用者負担金1割、(2割)、【3割】
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871、(1741)、【2610】	1,750	950	3571、(4441)、【5310】
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954、(1907)、【2860】	1,750	950	3654、(4607)、【5560】
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1043、(2086)、【3128】	1,750	950	3743、(4786)、【5828】
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1128、(2254)、【3381】	1,750	950	3828、(4954)、【6081】
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1212、(2423)、【3634】	1,750	950	3912、(5123)、【6334】

多床室(第3-2段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、120万円超～266万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	1,300	430	2,601
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	1,300	430	2,684
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	1,300	430	2,773
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	1,300	430	2,858
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	1,300	430	2,942

多床室(第3-1段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円超120万円未満、一定額の預貯金以下

	単位数/日	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	1,000	430	2,301
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	1,000	430	2,384
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	1,000	430	2,473
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	1,000	430	2,558
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	1,000	430	2,642

多床室(第2段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	600	430	1,901
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	600	430	1,984
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	600	430	2,073
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	600	430	2,158
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	600	430	2,242

多床室(第1段階)

市町村民税世帯非課税かつ高齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者、金融資産等が基準未満

	単位数/日	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制 個別機能訓練	夜勤職員配置加 算Ⅲ	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	左記合計	介護職員処遇改善 加算	利用者負担金	食事代	居住費	合計
要介護度1	603	12	68	15	18	716	100	871	300	0	1,171
要介護度2	672	12	68	15	18	785	109	954	300	0	1,254
要介護度3	745	12	68	15	18	858	120	1,043	300	0	1,343
要介護度4	815	12	68	15	18	928	129	1,128	300	0	1,428
要介護度5	884	12	68	15	18	997	139	1,212	300	0	1,512

介護職員処遇改善加算は『左記合計』の8.3%上乗せした金額です。

介護職員等特定処遇改善加算は『左記合計』の2.7%上乗せした金額です。

※負担減額は神戸市介護保険負担限度額認定を受けられた方のみです。  
また、社会福祉法人減免、経過措置による居住費(従来型個室)の減免は含んでおりません。

◇認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(244円、487円、730円)

◇若年性認知症利用者受入加算 120単位/日(145円、290円、435円)

◇送迎加算加算 184単位/片道(224円、447円、669円)

状況によって◇の加算がかかる場合があります。

# 介護予防短期入所者生活介護利用料金表(多床室)

国家公務員地域加算に準じ1単位は、 10.66 円 で計算します。

## 多床室(第4段階)

市民税課税世帯

(1日分)

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配 置加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	利用者負担金1割、(2割)、【3割】	食事代	居住費	利用者負担金1割、(2割)、【3割】
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	653、(1305)、【1958】	1,750	950	3353、(4005)、【4658】
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	786、(1572)、【2358】	1,750	950	3486、(4272)、【5058】

## 多床室(第3-2段階)

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配 置加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	1,300	430	2,383
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	1,300	430	2,516

## 多床室(第3-1段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、120万円超～266万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配 置加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	1,300	430	2,383
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	1,300	430	2,516

## 多床室(第2段階)

市町村民税世帯非課税かつ公的年金等収入金額が、80万円未満、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配 置加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	600	430	1,683
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	600	430	1,816

## 多床室(第1段階)

市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者、金融資産等が基準未満

	単位数/日	機能訓練体制 個別機能訓練	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	生活相談員配 置加算	左記合計	介護職員処遇改善 加算	介護職員等特定処 遇改善加算	食事代	居住費	合計
要支援1	451	68	18	-	537	75	0	300	0	953
要支援2	561	68	18	-	647	90	0	300	0	1,086

介護職員処遇改善加算は『左記合計』の8.3%上乗せした金額です。

介護職員等特定処遇改善加算は『左記合計』の2.7%上乗せした金額です。

※負担減額は神戸市介護保険負担限度額認定を受けられた方のみです。  
また、社会福祉法人減免、経過措置による居住費(従来型個室)の減免  
は含んでおりません。

◇認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(244円、487円、730円)

◇若年性認知症利用者受入加算 120単位/日(145円、290円、435円)

◇送迎加算加算 184単位/片道(224円、447円、669円)

状況によって◇の加算がかかる場合があります。